

エンディングセンターは、いずみ浄苑にあります。
カーナビを使用する場合は...

町田いずみ浄苑
TEL:042-736-2233 を登録してください。

「樹林墓地・桜葬」について

樹木葬とは、自然を志向して墓所に外柵や墓石を設けず、
遺骨を土中に埋めて樹木を墓標とする葬法のこと

2014年9月18日
NHKテレビ
東洋大学教授
井上治代

同じ自然志向の葬法でも、「散骨」が「墓」をつくらず、墓地以外に埋めてはいけないと規定する「墓地、埋葬等に関する法律」（以降、「墓埋法」と略す）の範疇外で行っているのに対して、樹木葬は墓埋法上、墓地として許可を受けた区域に樹木葬という形式の墓をつくっている点で異なっています。
桜葬は樹木葬の一種です。

「桜葬」とは「樹木葬」の一種で、シンボルの木が桜である葬法のこと。樹木葬は自然を志向して墓所に外柵や墓石を設けず、遺骨を土中に埋めて樹木を墓標とします。
「桜葬」は、私たちNPO法人エンディングセンターが発案し、同じようなポリシーで「桜葬」が広まるよう願って「商標登録」しています。

エンディングセンターの桜葬・樹木葬墓地は東京都町田市真光寺にある町田いずみ浄苑・フォレストパークにあります。
『樹林墓地・桜葬』

自然の木立をそのまま生かし、苑内の豊富な地下水を利用して水路が設けられ、太陽と木と水という自然を感じることでできる墓地です。1人・2人用、家族用、ペットと一緒に入れる区画、共同区画（合祀）。さらに、区画を横に広げるのではなく、縦に深さを利用する2段式の区画など様々なタイプがあります。

墓地として都道府県知事の許可を得た区域に、石ではなく桜の木を墓標とし、遺骨を土に還す葬法をとります。

ご家族のどなたかがNPO法人エンディングセンターの会員であれば、契約できます。

会員には誰でもなることができます。

宗教法人常照寺が経営許可を受け、(株)日本墓苑開発センター(いずみ浄苑)が管理業務を受託しています。

NPO法人エンディングセンターは立会人として、契約までの窓口となります。各区画に設置した銘板にお名前を刻むことができます。継承者の有無、宗教の有無、宗派、国籍を問いません。

継承者は不要ですが、使用权を継承することができます。

各自で行う埋葬のときの形式は自由です。

桜の花が咲く春に、会員が集まって、桜葬メモリアル(合同慰霊祭)を行います。

使用料には管理費用が含まれますので、毎年の管理費の負担はありません。

ただし使用者が存命中はNPO法人エンディングセンターの年会費が必要です。

NPO法人エンディングセンターの会費は、エンディングセンターの運営費として、桜葬メモリアルや、会報の発行、講座・シンポジウムの開催の一部に使われています。

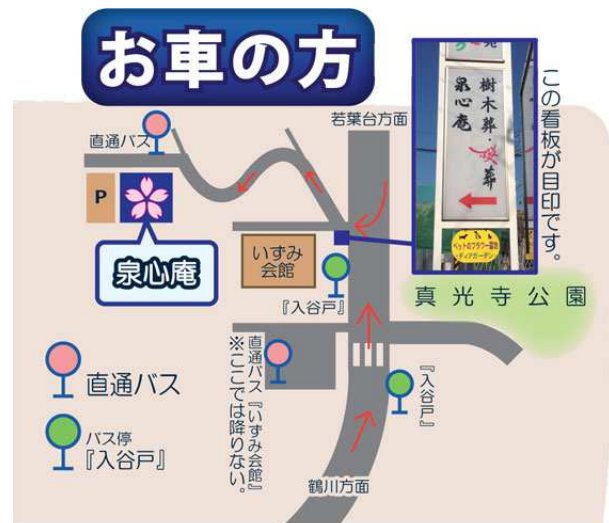
遺骨を埋葬したあと、永遠に動かさず、そのまま土に還ります。一定期間後、別の人が使用することはありません。

認定NPO法人エンディングセンター
町田事務所
TEL:042-850-1212 FAX:042-850-1211
電話受付10:00~16:00 (木曜日定休)

井上治代(東洋大学教授)
NPO法人 エンディングセンター
尊厳ある死と葬送の実現を目指す市民団体「NPO法人 エンディングセンター」
理事長。2005年に桜の下に眠る樹木葬「桜葬」を立上げ、お墓を核とした「墓友」コミュニティを展開中。



桜葬・樹林墓地 水の精・木の精・木もれ陽の区画図 水の精・木の精は契約終了いたしました。凡例 タイプ 使用可能人数 使用料(管理費を含む) 1人 1名 40万円 2人 2名 80万円 家族 5名 100万円 銘板への彫刻料は1名11,500円+税。埋葬時には別途埋葬料がかかります。



都内方面から⇒中央自動車道「稲城I.C.」より、鶴川街道を経て15分

横浜方面から⇒東名高速道路「横浜青葉I.C.」より、
国道246号線・県道136号線・鶴川街道を経て約25分